

広島県告示第四百十七号

平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

別表を次のように改める。

別表

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、七四八円	一三、二八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三七七円	一四、二五五円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一三、二八四円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八一二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三一三円	二四、八五九円
六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。